



2019年5月14日

各 位

上 場 会 社 名 **株式会社サニックス**
代表者役職氏名 代表取締役社長 宗 政 寛
(コード番号4651 東証一部・福証)
問 い 合 せ 先 取締役常務執行役員
企画本部長 兼 管理本部長
兼 経営企画部長 井 上 公 三
TEL 092-436-8882

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の当社第41回定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示します。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ① 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と経営の公正性及び透明性の高度化を図るものです。
- ② 取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能にすることで業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を効率化し、更なる企業価値の向上を図るものです。

(2) 移行の時期

2019年6月27日開催予定の第41回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

- ① 取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第31条（取締役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③その他、上記の新設、変更および削除に伴う条数の整備、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定） 2019年6月27日（木）予定

定款変更の効力発生日（予定） 2019年6月27日（木）予定

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 6 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 6 条 (現行どおり)</p>
<p>(单元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p>	<p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p>
<p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第 8 条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利</p>	<p>(单元未満株式の権利制限)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、<u>その有する单元未満株式について</u>、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利</p>
<p>第 9 条～第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 9 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>14名以内とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 <u>当取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が<u>取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合</u>には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の<u>意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨</u>の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p>
	<p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第30条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
---	--

<p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u> 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第39条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の設置)</u> 第32条 <u>当社は監査等委員会を置く。</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> 第33条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、 会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる 監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行 う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびそ の結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に 記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名 押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定 めるもののほか、監査等委員会において定める監査等 委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 第38条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同 意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算 第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 第42条～第45条 (現行どおり)</p>